

リスト規制改正（2017.1.7 施行）に関する意見提出結果

2016 年 11 月 18 日に公示された改正案につき、私から提出した意見 5 本の結果を記します。

1. 要約

全体としては 4 打数 1 安打（唯一のヒットは意見 1、意見 2 は「打撃妨害」で出塁、残る 3 打席は凡退）と言えようかと思えます。

意見要旨	11.1 結果報告
<p>【意見 1】 貨物等省令 9 条一号イ（五）・（六） …船舶用位置決定装置・人探知用ソナーの規制 位置精度閾値を「2 条平均」から「2 条平均平方根」に</p>	<p>採用</p>
<p>【意見 2】 貨物等省令第 9 条第一号ロ（一） …ハイドロホンの規制 今回改正で削除しようとする「以下この号において同じ。」は改正前条文に見当たらない。改正不要ではないか？</p>	<p>却下 （実は現行条文中に当該文言の存在が「判明」したので「やはり要改正」に。 もともと「誤った現行条文」が複数のソースに掲載されている事実もあるので、本件は「痛み分け」？）</p>
<p>【意見 3】 提出書類通達 別表 2 付表の 8（省令 20 条 1 項一号・三号）削除案のうち、「プログラムの設計製造技術」の削除保留を提案</p>	<p>却下 （私の WA リスト理解に誤りあった）</p>
<p>【意見 4】 包括許可取扱要領 別表 B の「外為令別表の 8 の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条第 2 項第一号又は第三号に該当するもの」削除案に対し「第三号プログラムの設計・製造技術」の削除保留を提案</p>	<p>却下 （私の WA リスト理解に誤りあった）</p>
<p>【意見 5】 貨物等省令 20 条三号を「プログラム」と「その設計・製造技術」に分け夫々に細目番号をとる</p>	<p>却下 （私の WA リスト理解に誤りあった）</p>

2. 意見と結果の詳細

意見1；貨物等省令9条一号イ（五）・（六）について

<p>【改正内容】</p> <p>(五) 船舶用の位置決定装置であって、次の1及び2に該当するもの又はその部分品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 応答機から1,000m以内の距離において計測し、決定した位置の誤差の二乗平均が10m未満のもの <p>(六) 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであって、次の1から3までの全てに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの（1と3は略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 当該装置から530m以内の距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の二乗平均が15m未満のもの
<p>【意見】</p> <p>「決定した位置の誤差の二乗平均」・「探知した場合の位置の誤差の二乗平均」は、それぞれ「決定した位置の誤差の二乗平均平方根」・「探知した場合の位置の誤差の二乗平均平方根」に改めるべきではないでしょうか？</p>
<p>【理由】</p> <p>・ 上記改正に対応する2015年版ワッセナーアレンジメント（WA）の条項は次の2つです。</p> <p>6.A.1.a.1.d. …（五）に対応</p> <p>Acoustic systems and equipment, designed to determine the position of surface vessels or underwater vehicles and having all of the following, and specially designed components therefor:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Detection range exceeding 1,000 m; and 2. Determined position error of less than 10 m rms (root mean square) when measured at a range of 1,000 m; <p>6.A.1.a.1.e. …（六）に対応</p> <p>Active individual sonars, specially designed or modified to detect, locate and automatically classify swimmers or divers, having all of the following, and specially designed transmitting and receiving acoustic arrays therefor:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Detection range exceeding 530 m; 2. Determined position error of less than 15 m rms (root mean square) when measured at a range of 530 m; and 3. Transmitted pulse signal bandwidth exceeding 3 kHz;

(意見1)

- ・rms(root mean square)値は読んで字のごとく「二乗平均平方根」であり「二乗平均」とは異なる概念です。当然ながら両者は単位も異なります。(もし「二乗平均」であれば、閾値の単位は省令条文案のようなメートルにはなりません。)
- ・また運用通達においても、「貨物等省令第9条第一号イ(四)中の自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベル」の解釈で「音源レベルの**二乗平均平方根**」という表現が用いられています。

【11.1 結果報告】

#20 御指摘の点については、修正させていただきました。なお、同様の点が他にもございましたので、同様の修正をさせていただきました。*

* 今回問題提起した9条一号以外で、次の箇所も修正が行われています。(修正後条文を転記)

【5条四号ロ】

仕上げの表面粗さの**二乗平均平方根**が100nm未満のもの

【22条3項二号】

シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削に係る技術(プログラムを除く。)であって、面積が0.5m²を超える曲面を、面精度の**二乗平均平方根**が10nm未満となるように仕上げるためのもの

※ 省令にはこれらのほか、まだ下記の「二乗平均」が修正を待っています。

次回の改正に期待します。

【3条二十二号の二ロ(二)】

距離分解能の**二乗平均**が10m未満で測定することができる距離が30km以上のもの

【9条九号の二ロ】

1mm以上のサンプリング長さにおける表面粗さの**二乗平均**が1nm未満のもの

意見2；貨物等省令第9条第一号ロ（一）について

<p>【改正内容】 現行条文（下記）における「以下この号において同じ。」を削除 ハイドロホンであって、加速度による影響を補正する機能を有していないもののうち、その音圧感度（1V 毎μPaである場合を0dbとしたときのものをいう。以下この号において同じ。）がマイナス180dbを超えるもの</p>
<p>【意見】 貨物等省令第9条第一号ロ（一）は改正不要かと思えます。</p>
<p>【理由】 今回の改正案は、現行条文中から「以下この号において同じ。」を削除しようというのですが、もともと現行条文にはそのような注記は存在しません。</p>
<p>【11.1 結果報告】 #21 御指摘の点については、正式な規定内容にはこの記述が残っていることが判明*したため、当該内容を削除させていただくものでございますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

* 「判明」とはどういうことか。（「微妙」な表現ですよ）

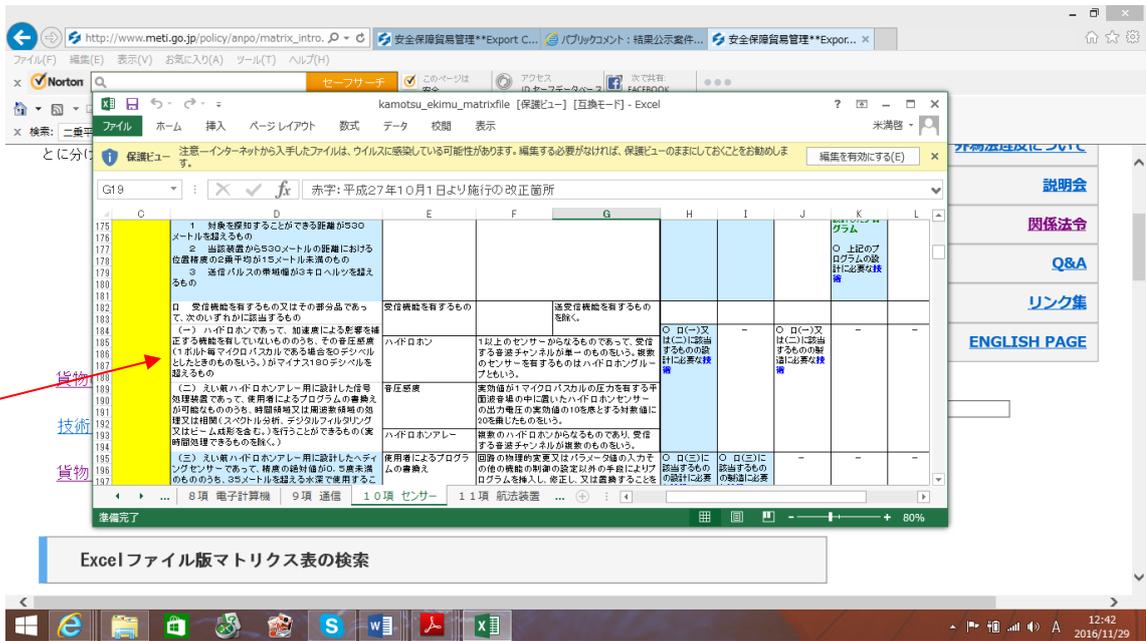
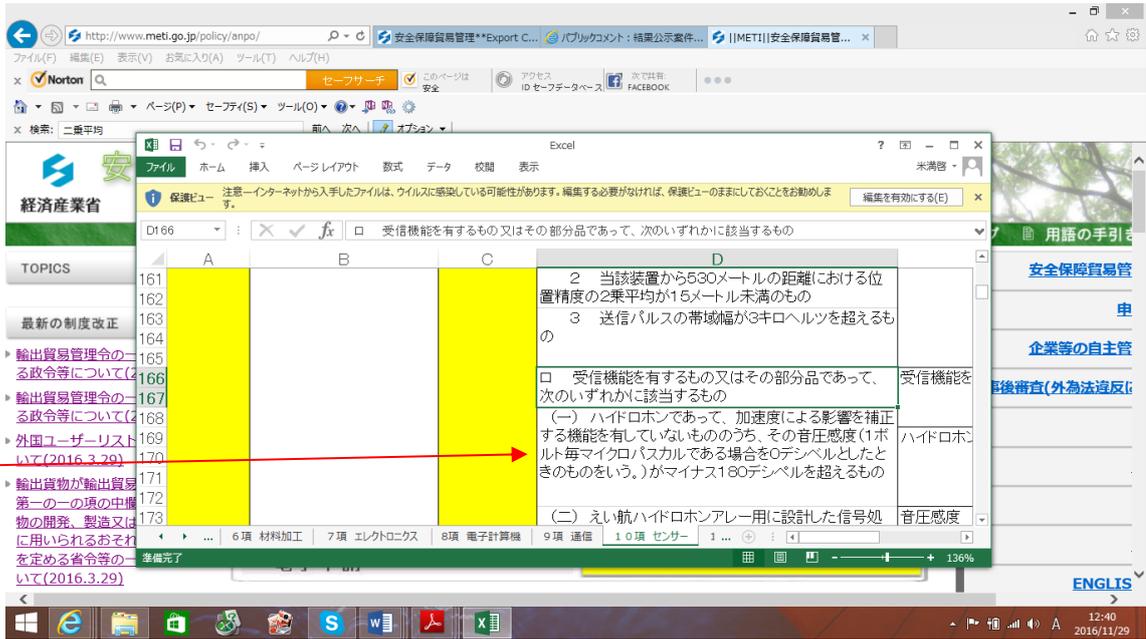
実は、日機輪発行の『法令集』（平成27年10月）では省令9条一号ロ(一)に「以下この号において同じ。」の記述がありません。（301頁）

また安保サイトの<貨物・技術のマトリクス表>においても、次頁（11.29時点で画面コピー）の如く「以下この号において同じ。」の記述は見当たりません。

但し e-Gov サイトの正式条文にはこの記述があります。

私が『法令集』とマトリクスを信用して e-Gov サイトでの確認を怠ったのが敗因ではありますが、これら三者の不一致は「合理的に想定しうる範囲」を超えているのではないかと、という気も致します。

(意見2)



意見 3 ; 提出書類通達について

<p>【改正内容】</p> <p>別表 2 の付表から 8 (下記) を削除</p> <p>外為令別表の 8 の項 (2) に掲げる技術であって、貨物等省令第 2 0 条第 2 項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの</p>
<p>【意見】</p> <p>別表 2 付表から「省令第 2 0 条第 2 項第一号又は第三号」関連技術が全面的に削除されていますが第三号中の「そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術 (プログラムを除く)」は、削除せず残すべきではないでしょうか？</p>
<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WA2015 年版の SL における 4D1 及び 4E1 の記述は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> 4.D.1. "Software" specially designed for the "development" or "production" of equipment specified by 4.A. of this List or for the "development" or "production" of "digital computers" having an 'Adjusted Peak Performance' ('APP') exceeding 12.5 Weighted TeraFLOPS (WT). 4.E.1. "Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of any of the following equipment or "software": <ul style="list-style-type: none"> -Equipment specified by 4.A. of this List; -"Digital computers" having an 'Adjusted Peak Performance' ('APP') exceeding 12.5 Weighted TeraFLOPS (WT); or -"Software" specified by 4.D. of this List. ・ 省令 20 条 2 項一号は、$6.0WT < APP \leq 12.5WT$ の計算機に関する Technology の規制であり、WA の対応項番は BL の 4E1b1 です。これは上掲 SL 記述から外されているので、通達改正案 (削除) で問題ありません。 ・ 省令 20 条 2 項三号は、①$6.0WT < APP \leq 12.5WT$ の計算機に関するソフトの規制と②そのソフトに関する Technology の規制から構成されています。 ・ このうち①の部分は、BL の 4D1b1 に対応しています。SL では $APP \leq 12.5WT$ の計算機ソフトを対象から外していますから、通達改正案 (削除) で問題ありません。 ・ しかし②の部分は「4D1b1 ソフトの関連 Technology」。すなわち「"Software" specified by 4.D. of this List. の関連 Technology」ということになりますから、依然として SL 対象に残ります。従って「付表技術」から外すことはできません。
<p>【11.1 結果報告】</p> <p>#44 御指摘の点については、当該規定部分は B L の内容であり、S L の内容は貨物等省令第 2 0 条第 1 項第一号及び第三号の部分であることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

本件は WA リストを私が読み違えたための誤指摘でした。すなわち SL の 4.E.1 におけ

る"Software" specified by 4.D. of this List “中の” this list”とは SL を指すものなのに、私はこれを BL と勘違いしていたのです。

したがってこの"Software" specified by 4.D. of this List.の対象には、 $6.0WT < APP \leq 12.5WT$ の計算機に関するものは含まれない、とするのが正解でした。すなわちそのようなソフトの関連 Technology だからといって SL の 4.E.1 に含まれるものではない、というわけで、私の意見3はお手付き（誤り）でした。

まだまだ勉強不足と反省しております。

意見 4 ; 包括許可取扱要領について

<p>【改正内容】</p> <p>別表 B から「外為令別表の 8 の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第 20 条第 2 項第一号又は第三号に該当するもの」を削除</p>
<p>【意見】</p> <p>全面削除は妥当ではないと思います。</p> <p>「第三号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）」は残すべきではないでしょうか？</p>
<p>【理由】</p> <p>意見 3 でも述べたように、「第三号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）」は「4D1b1 ソフトの関連 Technology」すなわち「"Software" specified by 4.D. of this List. の関連 Technology」なので、付表技術の扱いを継続すべきものです。従って包括許可の適用に当たっても、BL 技術と同じにはできないのではないかと考えます。</p>
<p>【11.1 結果報告】</p> <p>#46 御指摘の点については、当該規定部分は B L の内容であり、S L の内容は貨物等省令第 20 条第 1 項第一号及び第三号の部分であることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

この＜意見 4＞も前期＜意見 3＞と同根の勘違いによるお手付きでした。

おはずかしいことです。

意見 5 ; 貨物等省令 20 条三号について

<p>【意見】 貨物等省令 20 条三号は①<u>6.0WT<APP≤12.5WT</u> の計算機に関するソフトの規制と②<u>そのソフトに関する Technology</u> の規制から構成されています。この①部分と②部分について、細目番号を別々に与えてはいかがでしょうか？</p>
<p>【理由】 上記②部分は SL 指定を受けています。(①部分は WA においては SL 指定を受けておりませんが) 貨物等省令では SL 記載 (但し VSL に記載されていない) 技術、すなわち「付表技術」に対しては、BL -dominated 技術とは項番を分けて扱うのが標準的な作法と聞いております。 それゆえに省令 20 条三号についても、①部分と②部分をより容易に識別できるよう、細目番号を取って (たとえば三号イと同ロという具合に) 両者の間に境界を設けるのはどうだろうか、と考えた次第です。</p>
<p>【11.1 結果報告】 #26 御指摘の点については、共に B L 扱いでございますので、原案のとおりとさせていただきます。なお、S L の部分に関しては、貨物等省令第 20 条第 1 項第一号及び第三号の規定内容で対応させていただいております。</p>

これも前記の<意見 3>・<意見 4>と同じ錯覚から生じた誤指摘です。失礼致しました。